

# 5月31日は世界禁煙デーです



世界禁煙デーは、「たばこのない世界」を目指して喫煙と健康問題について考え、適切な実践を求める日として、WHO（世界保健機関）が定めたものです。日本では、世界禁煙デーから1週間を禁煙週間としていて、今年で24回目となります。

今年のテーマは「みんなで知ろう！ たばこ規制枠組条約」です。日本でも平成16年にこの条約を受諾しており、たばこに関する規制が義務付けられています。

## 「たばこ規制枠組条約」とは…

- 条約の目的  
条約は、喫煙と受動喫煙を継続的・実質的に減らすため、締約国が自国や地域、また国際的に実施するたばこ規制の枠組を提供すること、喫煙と受動喫煙が健康・社会・環境・経済に及ぼす壊滅的な影響から現在および将来の世代を保護することを目的としています。
- 条約の主な内容
- ① 職場等の公共の場所、たばこの煙にさらされることからの保護を定める効果的な措置をとる。
  - ② たばこの包装およびラベルについて、主要な表示面の30%以上を健康警告表示に充てる。
  - ③ たばこの広告、販売促進および後援（スポンサーシップ）を禁止または制限する。
  - ④ 未成年者に対するたばこの販売を禁止するための効果的な措置をとる。

◎問い合わせ  
健康づくり課 健康推進係  
(ほほえみ館2階)  
☎40-7283 FAX 30-0115



《マナーを守って!》  
受動喫煙から次代を担う子どもたちの健康を守るため、学校や通学路、子どもたちがいる場所での喫煙をひかえるなど、一人ひとりの心配りをお願いします。

※市立小・中学校は全て敷地内では禁煙です。社会体育などで学校施設を使用される際も、敷地内禁煙です。



◎問い合わせ  
佐賀市教育委員会 教育総務課 教育政策係  
☎40-7352 FAX 40-7394

## 『緑の募金』へのご協力をお願いします!

3月1日(火)～5月31日(火)まで『緑の募金』春の運動期間を展期中です。ご協力いただいた募金は、佐賀市がみどりあふれるまちとなるように、市民の皆さんの緑化活動の支援などに活用します。



昨年の街頭募金の様子



市民参加による下水浄化センターの植樹

「緑の募金を活用して地域の緑化活動の支援や緑化啓発イベントを実施しています。」

◎問い合わせ  
本庁 緑化推進課  
☎40-7164 FAX 26-7376  
または各支所産業振興課

## あなたの人権 わたしの人権 「生かされていく」ことを感じて

私は昨年、初めての乳がん検診を受け、要精密検査となりました。検査のたびに思わしくない結果が出たので手術に踏みきり、放射線治療を受け今は薬を服用しています。数年後には「リンパ浮腫」という症状が現れるので、そのケアにも参加しています。

病名を知らされたのは子どもたちと同居して1年のときでした。夫を早くに亡くしているの、このときは思わず仏壇のおりんを打ち鳴らし、夫の写真に「もう迎えにくるの、せめて…」と手を合わせてました。私の場合は初期の段階でしたが、もし、あと何年くらいと告げられたらと真剣に考えました。どのような場合でも、その立場にならないと、本当の気持ちは分からないということを改めて考えさせられました。

以前は、気持ちが落ち込んだりして…

たとき、私は何のために生まれてきたのだろうと、とても悲観的に考えることもありました。でも今回のことで、私は「人には必ず何かの役割があり、そのために生かされている」と思うようになりました。

これからは、身近にあつて気づいたことから自分にできることや、これまで培ってきたことなどを活かしていきたいです。また、相手に優しく寄り添えるようになりたいと思います。話をした人が自分の思いをじっくり聴いてくれたと安心できるような傾聴を心がけることも大切だと思えます。そのことが支えあう社会、つくりにつながるっていくものと信じ、仕事に活かしていきたいと考えています。

(元社会同和教育指導員・栗崎)

佐賀市のホームページにも掲載しています。

◎問い合わせ  
人権・同和政策課 人権啓発係  
(ほほえみ館内)  
☎40-7367 FAX 34-4549

## 注意するポイント

訪問販売は、①業者名や商品の種類、販売するための訪問であることを明らかにすること、②再勧誘の禁止など、特定商取引法により規制されている販売方法です。また、クーリングオフの対象になります。

訪問販売を受けるときは、契約内容をよく確認すること、不必要なものはきっぱり断ることが大事です。

また、トラブルに巻き込まれたときは、あきらめずに、消費生活センターにご相談ください。

なお、「訪問販売お断りシール」を、消費生活センター、市役所1階総合案内、各支所市民サービス課に用意していますので、必要な人は申し出てください。



## 訪問販売トラブルにご注意ください!

相談事例①  
「ちょうど近所で下水管の洗浄作業をするので、この機会にどうですか」と業者が突然訪問し、金額を確認しないで頼んだら、作業後に25,000円の請求を受けた。(80歳代)

相談事例②  
ゴザの訪問販売を受けて断ったら、「トイレを貸してほしい」を言われ、トイレを貸したらあがりこまれ、強引に売りつけられた。解約したいが、領収書は渡されておらず、業者名も連絡先も分からない。(80歳代)

突然の来訪のため冷静な判断ができずに、業者の言われるままに契約したり、不要と思いながら断ることができずに契約してしまったという相談がよくあります。

◎問い合わせ  
佐賀市消費生活センター  
(アイ・スクエアビル4階 駅前中央1-8-32)  
☎40-7087(平日9時～16時)  
FAX 40-2050  
※面談相談は、事前に予約ください。